

## ↳ 負担付贈与

**Q** : 私は、父の購入した自宅（土地付建物）のローンを引き継ぎ、自宅を私の名義にすることを予定しています。この場合、税金関係はどうなりますか？

**A** : 負担付贈与として取扱われ、あなたに対し、贈与税が課されます。

### 【解説】

第三者に対して債務を支払うことを条件に財産を贈与することを負担付贈与といいます。個人から負担付贈与を受けた場合には、贈与財産の価額から負担額を控除した価額に対して贈与税が課税されますが、この場合の贈与税の課税価格は、贈与財産の種類に応じ次のように取扱われます。

①贈与された財産が土地、借地権、家屋、構築物などである場合

その贈与のときにおける通常取引価額に相当する金額から負担することとなる債務額を控除した価額

②贈与された財産が①以外の場合

その財産の相続税評価額から負担することとなった債務額を控除した価額

ご質問の場合、土地付建物の贈与を受けていますので、土地付建物の通常取引価額から負担することとなるローンの額を控除した価額が贈与税の課税価格となります。

なお、お父さんの課税関係ですが、ご自宅を贈与することで債務の負担がなくなりますので、この債務免除額を収入金額として、譲渡所得を計算することとなります。

